

○神戸女学院大学ネットワーク管理運用規程

2001年1月22日
部長会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸女学院大学ネットワーク(以下「KC-NET」という。)の管理運用に関して必要な事項を定める。

(情報処理センター運営委員会)

第2条 この規程に関して審議が必要な事項は、情報処理センター運営委員会(以下「委員会」という。)において管轄する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(接続資格者)

第3条 KC-NETの接続資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学院の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他委員会が認めた者

(接続手続き)

第4条 KC-NETに接続を希望する者は、KC-NET接続申請書を提出しなければならない。

(接続者の責任)

第5条 KC-NETの接続者は、次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

- (1) KC-NET上で行う通信及び情報提供の内容
- (2) KC-NET上で過失により他者に与えた損害及び他者から受けた損害
- (3) 個人情報等のセキュリティに関する管理

(遵守事項)

第6条 教育研究及び事務以外の目的にKC-NETを利用してはならない。

(禁止行為)

第7条 KC-NETの接続者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は公共利益に反する行為
- (2) 他者のプライバシーに触れる行為
- (3) 学院の名誉を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (4) 他者のシステムへ無断侵入し、情報を入手又は破壊する行為
- (5) KC-NETの管理運用を妨げる行為
- (6) その他委員会が禁止する行為

(接続の禁止)

第8条 KC-NETの接続者が前条の規定に違反したときは、委員会に諮り接続を禁止することがある。

(事務の所管)

第9条 KC-NETの管理運営に関する事務は、情報処理センターにおいて取り扱う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て部長会が行う。

附 則

この規程は、2001年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。(2009年1月19日改正)